

令和3年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第2号
受 理 年 月 日	令和3年2月12日
件 名	「婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	尾 関 行 雄
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工藤日出夫、今 関 公 美

【請願趣旨】

2013年9月4日最高裁判所は、裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法第900条ただし書を憲法違反とした。この規定は、同じ年の12月の臨時国会で民法が改正されて発効されている。法務省は出生届の嫡出子と嫡出でない子の別の記載欄をなくす為の「戸籍法改正案」を予定していたが、9月26日最高裁判所小法廷が「嫡出子と嫡出でない子の別」の規定を合憲としたことから、法務省は戸籍法の改正を見送った。近年諸外国では婚外子差別撤廃が進み、嫡出子と嫡出でない子の区別自体が子どもへの差別であるとして法改正が進んでおり、日本も相続分差別撤廃したと同様に婚外子の人権尊重の為に一刻も早く戸籍法の改正が望まれる。

2005年11月には制度改正で、婚外子に戸籍記載が「男」・「女」から「長男」・「長女」の記載方法に改正されたが、法改正以前の出生子は、「男」・「女」と記載されており、母親・本人の申出で記載の変更は可能であるが、まだ婚外子差別の要因が残っている。続柄欄は出生順が必要としていたのは、戦後廃止された家督相続の順番を明らかにする為であったが、現在は必要ないものであり、続柄欄を廃止して、性別を明らかにする為に「性別欄」を新設することも考えられる。

【請願事項】

次のことの戸籍法改正等を求めたい。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除して出生届の「嫡出子と嫡出でない子」の別の記載欄を廃止する。
- 2 戸籍法第13条第1項第4号と第5号を改正し、戸籍の実父母・養父母との続柄を廃止し、性別欄を設ける。

北本市議会は国に対して、戸籍法の改正を強く求めることを市議会として意見書を採択して地方自治法第99条の規定により意見書を国に提出していただきたく請願いたします。